

「救急救命士が救急現場で行う救急処置」

富山県東部消防組合 魚津消防署 きしな 岸名 あきお 暁男

消防署が行う救急業務は消防法という法律に基づいて行われています。

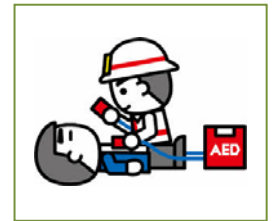
平成3年からは救急救命士の国家資格を取得した救急隊員が救急車に乗ることになりました。現在、東部消防組合では30名の救急救命士が誕生しており、魚津消防署にも12名の救急救命士が活動しています。

魚津消防署での平成24年中の救急出場件数は1,457件、搬送人員は1,393名であり、そのほとんどが富山労災病院へ搬送しています。

それでは、救急救命士が実際救急現場で行っている救急処置についてお話しします。

★ 救急救命士が行う救急処置の主な内容

- 1 心肺停止（呼吸や心臓が止まった）傷病者に対してAED（自動体外式除細動器）を使って除細動（電気ショック）を行なうことができます。
- 2 心肺停止（呼吸や心臓が止まった）傷病者に対して、口からチューブを入れて人工呼吸を行なうことができます。
- 3 心肺停止（呼吸や心臓が止まった）傷病者に対して救急現場で点滴を行ない、そこから心臓の動きを強める薬を入れることができます。
- 4 蜂に刺されたり、アレルギーによりショック状態に陥っている傷病者に対して、医師の処方により持参している緊急薬（エピペンという薬）を注射することができます。



また、この救急処置を行うには、家族などに説明と同意を得ることと、病院の医師の指示や指導を得ることが定められており、厳重管理のもと細心の注意を払って行っています。

救急処置は素早く・的確に行うことによって、救命率の向上につながるため、その知識や技術の向上のため、魚津消防署では富山労災病院などの地域病院との連携を図り、病院での実習を徹底して行っています。

AEDによる除細動は、平成16年からは、一般市民も緊急時には現場で扱うことができます。魚津消防署ではAEDの使用方法など応急手当についての救急講習を開催しています。「大切な家族の命を守るためにも、ぜひ救急講習を受講して、いざという時の応急手当を習いましょう！」

「救急救命士が行う救急処置の主な内容」についてお話ししましたが、その他にも救急救命士を含む救急隊員は、傷病者やその家族及び関係者の方に対しての接遇を重んじ、傷病者の状態に適應した救急処置と迅速な病院搬送を行い、一人でも多くの尊い命を救うことを目指しています。



（写真）救急隊長 岸名暁男さん

救急救命士の救急活動訓練の様子（出勤の合間に、人形を使って訓練に励んでいます。）

救急講習の問い合わせ先

富山県東部消防組合 魚津消防署救急係
電話 0765-24-0119

※ 救急講習の内容や申込みについては、ホームページにも掲載されています。お気軽にお問い合わせ下さい。